

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第25号

佐用町学校給食費無償化実施要綱

佐用町学校給食費無償化実施要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 31日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町学校給食費無償化実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）

第11条第2項に規定する学校給食費について、町がこれを負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援に資することを目的として、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「学校給食費」とは、法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(2) 「保護者」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(対象者)

第3条 学校給食費無償化の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 町が設置する小学校に在籍する児童の保護者

(2) 町が設置する中学校に在籍する生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されているものに限る。）の保護者

(無償化の内容)

第4条 町は、前条に規定する者が負担すべき学校給食費について、当該保護者に代わって全額を負担するものとする。

(対象となる額)

第5条 学校給食費の無償化の対象となる額は、前条の規定により町が負担する額とし、保護者が負担すべき学校給食費の実費とする。

(適用開始)

第6条 この要綱による学校給食費の無償化は、令和8年4月分以降の学校給食費について適用する。

(手続)

第7条 第4条の規定による学校給食費の無償化は、保護者からの申請を要せず、学校給食センターが学校給食費を徴収しない方法その他町長が別に定める方法により行うものとする。

2 転入、転出その他の事由により月の途中で在籍期間に変更があった場合の学校給食費の取扱いについては、町長が別に定めるところによる。

3 町は、第4条の規定に基づき負担する学校給食費を、学校給食センターに対して支払うものとする。支払の方法については、町長が別に定める。

(就学援助等との関係)

第8条 この要綱による学校給食費の無償化の対象となる児童及び生徒については、就学援助制度その他学校給食費に係る既存の補助制度において、当該費用に相当する部分の支給は行わないものとする。

2 前項の規定により就学援助等の内容に変更が生じる場合にあっては、教育委員

会はその内容及び理由について保護者に対し周知を図るものとする。

(不正受給に係る措置)

第9条 町長は、この要綱に基づく学校給食費の無償化に関し、偽りその他不正な行為があったと認めるときは、当該無償化の適用を取り消し、又は変更することができる。

2 町長は、前項の規定により当該無償化の適用を取り消し、又は変更した場合において、既に町が負担した学校給食費があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、国の施策の動向その他の事情の変化に応じ、見直しを行うものとする。